

## 第4章 研修

### 浜田地区広域行政組合職員研修委員会規程

平成9年3月31日

訓令第13号

改正 平成17年9月30日 訓令第2号 平成26年3月31日 訓令第3号

#### （設置）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条に規定する職員研修を円滑かつ効果的に行うため、浜田地区広域行政組合職員研修委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### （所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その推進を図るものとする。

- (1) 研修の実施計画に関すること。
- (2) 職場研修の推進に関すること。
- (3) 職員の自主参加による研修の育成に関すること。
- (4) 自己啓発の促進に関すること。
- (5) 研修基盤の醸成に関すること。
- (6) その他研修に関すること。

#### （組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、事務局長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に定める事務組織及び人員ごとに、管理者が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （委員長）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代行する。

#### （招集）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日訓令第2号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事 務 組 織	人 員
事務局	3 人
その他学識経験者	1 人